

住居・生活困窮者に対する取組の強化について

ワンストップの支援

ワンストップ・サービス・デイ
(21年11月、12月)
年末年始生活総合相談
(21年/22年 年末年始)

点での支援

前年の年末・年始までの取組み

セーフティネット

【従来からのセーフティネット】
雇用保険 生活保護

【第2のセーフティネット】
緊急人材育成支援事業 (21年7月～)
住宅手当 (21年10月～)
総合生活支援資金貸付 (21年10月～)

【生活保護・住宅手当等受給者への支援】
ハローワークと福祉事務所等のチーム支援
就労支援員等による支援

一時的な対応では限界

通年的支援

【ハローワーク】
住居・生活支援アドバイザーの配置

【地方自治体等】
(生活保護)就労支援員の増配置
住宅確保・就労支援員の増配置
社会福祉協議会への相談員の増配置

【国と地方自治体の連携強化】
生活福祉・就労支援協議会

今年1月以降の取組み

制度の改善

雇用保険の適用拡大(22年4月)
住宅手当の支給要件緩和、支給期間の延長
(22年4月)

11～12月

住居・生活困窮者応援プロジェクト

地方自治体等と連携し年末に向け、住居・生活支援と就労支援を特に強化する

▽ワンストップ・サービス・デイ等 140地域
▽就職面接会・就職支援セミナー等 172地域

2ヶ月間、継続的に支援強化

今後の取組み

今後の取組み

パーソナル・サポート・サービスの導入
社会的包摂システム(仮称)、居住セーフティネットの確立
地方自治体とハローワークの連携による就労生活支援
貧困・困窮者の「絆」再生事業

東京都では都委託のNPO等の相談員がハローワークで支援(11/8～12/28)